平成２９年（フ）第７６０号
愛知県長久手市富士浦401番地　県営長久手第２住宅１棟218号
債務者　長江千香恵（旧姓夫馬）
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７６５号
名古屋市天白区梅が丘５丁目1702番地、従前の住所愛知県日進市香久山３丁目301番地２香久山パークスクエアＮ棟704
債務者　長田千代子
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８１２号
愛知県海部郡大治町大字西條字神田36番地の６
債務者　田中　英夫
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１００号
三重県松阪市嬉野上野町1112番地５
債務者　髙木　昌子
1　決定年月日時　平成29年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１０１号
三重県松阪市嬉野上野町1112番地５
債務者　若林　千晴
1　決定年月日時　平成29年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２０２号
兵庫県高砂市米田町米田50番地の20
債務者　小野山正伸
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２３８号
兵庫県姫路市書写台２丁目５番１―1106号、住民票上の住所兵庫県神崎郡市川町屋形604番地
債務者　戸部　　俊
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第９５号
奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺南２丁目12番20―106号
債務者　西込　実希（旧姓惣田）
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１３３号
奈良県生駒市南田原町1163番地28　パークハイム池田Ｂ201
債務者　伊藤　由郎
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１３６号
奈良市左京１丁目14番地の３　フレグランス左京Ｄ―201
債務者　小林　宣子
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１４３号
奈良県生駒郡斑鳩町興留２丁目３番18―202号
債務者　甲木　道生
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第４５号
鳥取県米子市榎原357番地12、前住所鳥取県米子市大崎2290番地44　１号棟108号
債務者　山中　勝記
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第４６号
鳥取県米子市榎原357番地12、前住所鳥取県米子市大崎2290番地44　１号棟108号
債務者　山中美智子
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第３７４号
広島市西区都町37番１―402号
債務者　佐藤　英子
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４２号
山口県下関市菊川町大字田部1137番地16
債務者　野中　芳夫
1　決定年月日時　平成29年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第９１号
福岡県久留米市上津町1203番地３　レジデンス中村Ａ棟115号
債務者　田渕カツ子
1　決定年月日時　平成29年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１０２号
福岡県久留米市荒木町荒木1919番地18、前住所福岡県久留米市城島町内野447番地２
債務者　鷲頭裕見子
1　決定年月日時　平成29年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部